政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十三号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表四十七号の項中「落野目字広野十番五」を「東町二丁目一番二」に改め、同表百十五号の項中「同市東玉野字東日向七十二番一まで（同市」を「伊達市霊山町下小国字荒屋敷五番七まで（相馬市」に、「及び同市」を「、同市」に改め、「四十五番十」の下に「及び伊達市霊山町掛田字西陣場七番二」を加え、「東玉野字東日向七十二番一までを」を「霊山町下小国字荒屋敷五番七までを」に改め、同表百六十一号の項中「逢坂一丁目三百六十八番」を「横木一丁目字北上ヶ田六百八十九番一」に改め、同表四百七十号の項中「四十一番三」を「成坪三十四番一」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年三月十日から施行する。ただし、別表四十七号の項の改正規定は同月十八日から、同表百六十一号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三